

4 医務第 2865 号  
令和 4 年 12 月 8 日

各保健所設置市長殿

愛知県保健医療局長  
( 公 印 省 略 )

愛知県医療機能情報公表システム（あいち医療情報ネット）の定期報告  
（情報更新）について（通知）

愛知県医療機能情報公表システム（あいち医療情報ネット）の定期報告については、愛知県医療機能情報提供制度実施要領により報告時期を毎年1月とし、報告期限を1月31日と定めています。

つきましては、管内の病院・診療所・助産所（以下「病院等」）からの定期報告について別記を参照の上、適切な事務処理を行ってくださいますようお願いいたします。

なお、あいち医療情報ネットに掲載する情報は、特に病院については「愛知県地域保健医療計画」の医療連携体系図等に記載する医療機関の基礎的な情報となっています。このため、各病院管理者あて別添のとおり通知しましたので、必ず期限内に正確な情報で報告するよう指導してください。

また、この定期報告については、公益社団法人愛知県医師会会長、一般社団法人愛知県歯科医師会会長及び公益社団法人愛知県助産師会会長宛て会員への周知を別に依頼しています。

おって、定期更新に係るデータ切替作業のため、病院等・薬局については12月21日（水）正午から12月27日（火）午後6時まで、保健所については12月23日（金）正午から12月27日（火）午後6時まで、システム登録（新規・変更・確認）を停止しますので、それまでに令和3年度調査分の処理を適切に行ってください。（12月23日（金）正午までに病院等からの申請情報審査を実施しないと、申請内容が削除されてしまうため、必ず12月23日（金）正午までに申請情報審査の確認を終えてください。なお、定期更新によるシステム停止期間中もトップページの検索機能は利用可能です。）

（あいち医療情報ネットに関すること）

担 当 健康医務部医務課医療指導グループ  
電 話 052-954-6275（ダイヤルイン）  
ファックス 052-954-6918  
電子メール imu@pref.aichi.lg.jp

（医療計画に関すること）

担 当 健康医務部医療計画課医療計画グループ  
電 話 052-954-6265（ダイヤルイン）  
ファックス 052-953-6367  
電子メール iryo-keikaku@pref.aichi.lg.jp

## 別 記

### 1 インターネットによる報告の場合

- (1) あいち医療情報ネット(アドレス: <https://iryojoho.pref.aichi.jp/>) からログインし、管内の病院等からの申請について、「申請情報審査」画面から「確認」を行う。

[留意点]

- ア 変更のあった項目のうち、病院等の名称、所在地、管理者等について医療法上の届出事項と相違ないか確認すること。
  - イ 病院等の名称変更の場合、必須項目である正式名称フリガナ、略称フリガナ、略称、名称の英語表記の変更を併せて行っているか確認すること。
  - ウ 管理者の変更の場合、必須項目である管理者名のフリガナの変更を併せて行っているか確認すること。
  - エ 病院等の所在地の変更の場合、必須項目である郵便番号、所在地フリガナ、所在地の英語表記の変更を併せて行っているか確認すること。
  - オ 診療時間の変更の場合、診療時間と外来受付時間に矛盾がないか確認すること。
- (2) 変更内容に問題がなければ「確認」ボタンを押し、そうでない場合は「差し戻し」ボタンを押し。

### 2 紙による報告の場合

- (1) 変更内容について、上記1 (1) と同様に内容を確認すること。
- (2) 変更内容に問題がない場合は、報告書をシステム受託先(ネットパーク 21) のオペレータへメール、FAX 又は郵送(写しを郵送し、原本は保健所で保管)により送付すること。  
なお、変更がない旨の報告書についても「最終更新日」を変更する必要があるため、変更がある場合と同様にオペレータへ送付すること。
- (3) 変更内容に問題がある場合は、病院等に確認し、修正すること。

### 3 その他

- (1) マニュアルは、あいち医療情報ネットのお知らせ欄に掲載していますので、病院等からの問い合わせの際の参考にしてください。
- (2) インターネットによる報告の場合、保健所による審査(確認)が終了しないと情報が一般に公開されません。このため、**週に1回程度**は「申請情報審査」画面から病院等からの申請情報を確認してください。
- (3) 診療所、歯科診療所及び助産所へは、定期報告の案内についての個別通知を行っていません。

なお、愛知県医師会会報紙(「愛知医報」1月1日号)及び愛知県歯科医師会会報紙(「愛歯月報」1月号)に定期報告についての案内が掲載されます。また、簡易マニュアルの送付については、愛知県医師会会員に対しては配付する会報紙等に同封し、愛知県歯科医師会会員に対しては愛知県歯科医師会からメールにて送付します。